

# 令和2年度第24号議案

令和2年度第7回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「厚生労働省が提供するワクチン接種円滑化システムを利用することに伴う外部結合について」

主管課：健康部新型コロナウイルス感染症予防  
接種担当課

添付資料

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書   | p. 1        |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 6 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会  
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項  
厚生労働省が提供するワクチン接種円滑化システムを利用することに伴う外部結合について
- 2 諮問理由  
厚生労働省が提供するワクチン接種円滑化システムと江戸川区が用意する総合行政インターネット接続端末を結合することが江戸川区個人情報保護条例第 15 条第 1 項に規定する区の機関以外の電子計算組織との通信回線による結合に該当するため
- 3 諮問関係資料  
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課  
健康部新型コロナウイルス感染症予防接種担当課

# 写

20 新コ予送第 4 号  
令和 3 年 1 月 29 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

## 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 15 条第 1 項に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

### 記

#### 1 諮問事項

厚生労働省が提供するワクチン接種円滑化システムを利用することに伴う外部結合について

#### 2 諮問理由

厚生労働省が提供するワクチン接種円滑化システム(以下「V-SYS」という。)と江戸川区(以下「区」という。)が用意する総合行政インターネット接続端末(以下「インターネット端末」という。)を結合することが江戸川区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 15 条第 1 項に規定する区の機関以外の電子計算組織との通信回線による結合に該当するため

#### 3 実施目的

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種(以下「ワクチン接種」という。)に関して、厚生労働省により、ワクチン接種の効率的、かつ着実な実行を支援するために、接種会場のキャパシティの情報、接種実績・進捗率及びワクチン在庫・発注量の情報を一元的に管理し、国民への情報提供を行うことができる V-SYS が導入されることとなった。

区においても V-SYS を用いて、特設の接種会場やワクチン分配量の登録並びに先行してワクチン接種を行う医療従事者に該当する区職員や高齢者施設従事者及びその他厚生労働省の指定する条件に該当する者(以下「優先接種者」という。)の情報の入力、予診票の出力等を行うこととなった。

V-SYS を利用することで、ワクチン接種に必要な情報を関係者間で迅速に共有することが可能となり、もって区民の福祉の向上に資することを目的とする。

#### 4 実施時期

令和3年2月 審査会への諮問  
2月 審査会の答申を受け、V-SYS 利用開始

#### 5 担当部課

健康部新型コロナウイルス感染症予防接種担当課(以下「担当課」という。)

#### 6 システム及び外部結合の内容

項 目	内 容
業務の内容	区が V-SYS を利用して行う業務は以下のとおり 1 優先接種者に係る情報の入力 2 優先接種者の予診票の出力 3 ワクチン接種会場に係る情報の登録 4 ワクチン分配数の登録 5 接種予約受付 6 電子申請（住所地外接種、接種券再発行）の受付
結合先	厚生労働省が提供する V-SYS 株式会社セールスフォース・ドットコムによるサービスを利用
システムの結合方法	V-SYS へのアクセスは、担当課に設置された端末からインターネットを通じて行う。利用者登録された担当課職員が、厚生労働省が指定する URL からアクセスすることで、V-SYS にログインする。
運用方法	1 システム管理者 健康部新型コロナウイルス感染症予防接種担当課長(以下「新型コロナウイルス感染症予防接種担当課長」という。) 2 システム運用責任者 健康部新型コロナウイルス感染症予防接種担当課予防接種担当係長(以下「予防接種担当係長」という。) 3 システム利用担当者 担当課の職員のうち、システム管理者が指定した職員

#### 7 個人情報の保護対策

項 目	内 容
対象者	1 優先接種者に係る情報の入力 優先接種者 2 ワクチン接種会場に係る情報の登録 接種会場における代表者、ワクチン接種責任者（医師）、ワクチン保管管理責任者、針・シリンジ保管管理責任者、ドライアイス保管管理責任者及び接種担当医師 3 接種予約受付 予約者及び接種対象者 4 電子申請（住所地外接種、接種券再発行）の受付 申請者
情報の内容	氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、ワクチン接種情報等

項 目	内 容
管理責任体制	保護管理責任者 新型コロナウイルス感染症予防接種担当課長 保護管理事務取扱者 予防接種担当係長
外部結合先に係る対策	1 システム利用者がシステムに入力・閲覧するに当たっては、システムから発行された ID、パスワード等による認証を行うなど、適切な権限制御と認証を行う。 2 部外者による不正な操作を追跡するために、操作ログを取得する。
実施機関のセキュリティ対策	1 物理的セキュリティ対策 本システム利用端末は、セキュリティワイヤーにより事務室内の所定のデスクに固定する。セキュリティワイヤーの鍵は、保護管理責任者の指定する職員が管理する。 2 人的セキュリティ対策 本システム利用者に対し、江戸川区情報セキュリティポリシー第2章江戸川区情報管理安全対策要綱の第5条情報セキュリティ対策並びに第3章江戸川区情報管理安全対策基準の4.組織体制、8.人的セキュリティ及び9.技術的セキュリティに規定する利用者の責任を徹底する。 3 運用上のセキュリティ対策 (1) 利用者の認証 本システムの利用に当たっては、本システム管理者が本システム利用者に対して発行した利用者 ID 及びパスワードを利用し、パスワードは定期的に更新する。 (2) 利用する端末機及び場所の制限 本システムの利用に当たっては、利用できる端末機を本システム利用者のインターネット端末のみとし、担当課執務室内で行う。 (3) 利用可能な機能の制御 業務内容に応じて、本システムでの処理権限の範囲を設定する。 (4) 利用状況の記録及び管理 本システム利用者の操作履歴について、次の情報を記録して管理する。 ア 最終アクセス日時 イ 利用者 ID ウ 氏名 (5) コンピュータウイルス対策 インターネットの共通基盤として用意したウイルス対策ソフトウェア及びウイルスパターンファイルにより対策を行う。 (6) 記録媒体等の管理 個人情報項目を含む記録媒体等は担当課執務室内において施錠保管する。

8 江戸川区情報セキュリティポリシーへの対応  
別紙のとおり

## 「ワクチン接種円滑化システム (V-SYS)」の情報セキュリティポリシー対応

項 目	ワクチン接種円滑化システムの対応 【 】対応の手法	情報セキュリティ ポリシーの関係条文
1 管理体制	<p>○ワクチン接種円滑化システム（以下、「システム」という。）の管理体制を以下のとおりとする。</p> <p>【運用規程に定める】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用管理者 新型コロナウイルス感染症予防接種担当課長</li> <li>・運用管理責任者 新型コロナウイルス感染症予防接種担当課予防接種担当係長</li> <li>・運用担当者 運用管理責任者が指名した者</li> </ul>	要綱第 5 条
2 情報資産の分類と管理	<p>○システムにおいて取り扱う情報のうち、以下の情報を「秘密情報」とし、情報へのアクセス、外部出力などについて制限する。</p> <p>《秘密情報》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上扱う個人情報など（諮問依頼書に記載）</li> </ul> <p>○システム利用者（アクセス権）の制限</p> <p>【運用規程に定める】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム利用者は新型コロナウイルス感染症予防接種担当課に所属する職員のうち、システム管理者が必要と認めた職員に限定する。</li> </ul>	要綱第 5 条 基準 5
3 情報セキュリティ対策		
(1) 物理的セキュリティ対策	国のクラウドコンピューティングシステムに準じる。	要綱第 5 条 基準第 7
(2) 人的セキュリティ対策	<p>○利用者の役割と責任の徹底</p> <p>【運用規程に定める】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム利用者に対し、基準 4（組織体制）及び基準 8 に規定する利用者の責務を遵守し適正に利用するよう徹底させる。</li> </ul>	要綱第 5 条 基準 8
(3) 技術及び運用におけるセキュリティ対策	<p>○システムの利用記録等の管理</p> <p>【運用規程に定める】</p> <p>○データのバックアップ</p> <p>国のクラウドコンピューティングシステムに準じる。</p> <p>○利用者認証の方法</p> <p>国のクラウドコンピューティングシステムに準じる。</p> <p>○ウイルス対策</p> <p>サーバ側機器のウイルス対策は国のクラウドコンピューティングシステムに準じる。</p> <p>【運用規程に定める】</p> <p>システムのクライアント機器にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を定期で行う。</p> <p>○外部サービスの利用</p>	要綱第 5 条 基準 9、11

項 目	ワクチン接種円滑化システムの対応 【 】対応の手法	情報セキュリティ ポリシーの関係条文
	運用管理者は基準 11.2 に基づき、(1) ~ を含む約款による外部サービスの利用に関する規定を整備する。ただし、約款による外部サービスの利用で機密性 2 以上にあたる情報を取扱うことになり、遵守事項を実施できないため、基準 10.4(1) の規程に基づき、セキュリティ統括者の許可を得て、例外措置を取ることにする。	
4 外部委託に関するセキュリティ確保	厚生労働省が提供するシステムで外部委託は行わない。	要綱第 10 条 基準 10
5 障害、セキュリティ侵害の対応	○情報システムの監視 国のクラウドコンピューティングシステムに準じる。  ○障害時対応 【運用規程に定める】 ・不正アクセス、システム障害に対する報告、障害時の代替措置等の対応を運用規程において定める。	要綱第 5 条 基準 10
6 運用規程の整備	○運用規程の策定 【運用管理者が定める】 ・システム導入、稼働前に区の情報セキュリティポリシーに即し、1 ~ 5 項のセキュリティ対策について、運用規程を策定する。	基準 12

注 「要綱」 江戸川区情報安全管理対策要綱

「基準」 江戸川区情報安全管理対策基準

# 令和2年度第25号議案

令和2年度第7回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「江戸川区新型コロナウイルスワクチン  
事業に係る外部委託の追加について」

主管課：健康部新型コロナウイルス感染症予防  
接種担当課

添付資料

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書   | p. 1        |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 5 |



江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会  
会 長 平 田 善 信 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項  
江戸川区新型コロナウイルスワクチン事業に係る外部委託の追加について
- 2 諮問理由  
江戸川区新型コロナウイルスワクチン事業の外部委託に追加する業務について、電子計算組織による個人情報の処理が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため
- 3 諮問関係資料  
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課  
健康部新型コロナウイルス感染症予防接種担当課

# 写

20 新コ予送第 5 号  
令和 3 年 1 月 29 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

## 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

### 記

#### 1 諮問事項

江戸川区新型コロナウイルスワクチン事業に係る外部委託の追加について

#### 2 諮問理由

江戸川区新型コロナウイルスワクチン事業（以下「ワクチン事業」という。）の外部委託に追加する業務について、電子計算組織による個人情報の処理が含まれており、当該業務を民間事業者へ委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

令和 3 年 1 月諮問答申済み

#### 3 実施目的

ワクチン事業の外部委託については、令和 3 年 1 月に諮問答申済みであるが、当該業務の対象者が多く、膨大な事務量が発生することが推定されることから、審査業務及びコールセンター業務において、委託事業者が業務に必要な住基情報を参照することができる参照機能提供システム（以下「参照システム」という。）及び保健衛生・生活衛生システム（以下「保健所システム」という。）を利用できるようにすることで、より効率的で円滑な実施を可能とし、もって区民サービスの向上を図ることを目的とする。

平成 19 年 3 月諮問答申済み

#### 4 実施時期

令和 3 年 1 月 審査会への諮問

3 月 外部委託開始

5 担当部課

健康部新型コロナウイルス感染症予防接種担当課（以下「担当課」という。）

6 業務の内容及び個人情報の保護対策

項 目	内 容
業務の内容	<p>委託事業者は以下の業務にて参照システム又は保健所システムを用いて業務を行う。</p> <p>1 審査業務            予防接種に係る医療機関等からの請求に係る内容を審査する際、接種日現在で江戸川区（以下「区」という。）に住民登録があるか氏名、住所、生年月日等の確認及び接種情報の登録等を行うために、参照システム及び保健所システムを用いる。</p> <p>2 コールセンター業務            ワクチン事業に係る問い合わせや案内の発行・再発行、接種予約の受付に際し、氏名、住所、生年月日等の確認を行うために参照システム又は保健所システムを用いる。また、案内の発行・再発行記録等を保健所システムに登録する。</p>
運用方法	<p>管理責任者 健康部新型コロナウイルス感染症予防接種担当課長（以下「新型コロナウイルス感染症予防接種担当課長」という。）</p> <p>運用担当者 健康部新型コロナウイルス感染症予防接種担当課予防接種担当係長（以下「予防接種担当係長」という。）</p>
履行場所	区の指定する場所
対象者	江戸川区民
情報の内容	<p>個人情報の項目</p> <p>宛名番号、氏名、通称名、併記名、性別、生年月日、消除区分、消除年月日、異動事由、異動年月日、住所、方書、郵便番号、転出先住所、前住所、電話番号、接種日、接種医療機関名、接種ワクチン、接種予約日、接種予約場所、国籍、在留許可区分、在留資格、在留期間、規制情報、備考</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 新型コロナウイルス感染症予防接種担当課長</p> <p>保護管理事務取扱者 予防接種担当係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託契約における規定            委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。</p> <p>2 委託事業者の選定基準            （１）業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。            （２）一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾又は公益財団法人日本適合認定協会等の運用するISMS認証を取得していること。            （３）3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p>

	<p>3 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 電子媒体及び紙媒体は、専用キャビネット等に施錠の上、保管されていること。</p> <p>(2) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。</p> <p>(3) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p> <p>(4) 作業室、執務室等へ入退室ができる者を限定し、入退室について適正に管理すること。</p> <p>(5) 事故、災害又はトラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(6) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。</p> <p>(7) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(8) 契約終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告をすること。</p> <p>(9) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p> <p>(10) 当該業務において使用する機器は、区又は委託事業者が用意する端末を使用すること。</p> <p>(11) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施していること。 また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。</p> <p>(12) 区と委託業者間の暗号化された電子媒体及び紙媒体の搬送は、施錠可能なケースを用いることとし、担当課において区職員と委託事業者の業務従事者が直接受渡し及び返却を実施すること。</p>
<p>実施機関の対策</p>	<p>1 物理的セキュリティ対策</p> <p>(1) 参照システム、保健所システム及び全庁 LAN ファイルサーバ内の委託専用フォルダの利用に係る個人情報は、iDC 及び区役所本庁舎に設置されたサーバで管理する。</p> <p>(2) 個人情報の電算処理を行う機器は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定する。セキュリティワイヤーの鍵は、保護管理責任者の指定する職員が管理する。</p> <p>(3) 個人情報を保管する執務室等へ入室できる者を限定し、入退室について適正に管理する。</p> <p>2 人的セキュリティ対策</p> <p>保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則、情報セキュリティポリシー等を遵守させることを徹底する。</p> <p>3 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 委託事業者で行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p> <p>(2) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講ずる。</p>

	<p>( 3 ) 個人情報を含む紙媒体は鍵付きケースに収納し、電子媒体は暗号化の上、区職員と委託事業者が担当課において直接受渡しを行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別、数量その他必要な事項を受払簿に記録する。作業終了後の返却時においては、受け渡された情報媒体種別及び数量その他必要な事項を確認の上、受渡し時同様に返却の記録をする。</p> <p>( 4 ) 必要に応じ、委託事業者の現場査察を実施する。</p> <p>( 5 ) 委託業務において処理を行うシステムを取扱うことができる者を限定し、ID 及びパスワードによりアクセス権を制御する。外部から接続できないように保護対策を施し、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理する。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------